

福岡県公報

令和 4 年 2 月 18 日
第 275 号

目 次

告 示 (第129号 - 第142号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○鳥獣捕獲等事業の変更	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	5
公 告		
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課) ……………	5
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	5
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6

○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課) ……………	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課) ……………	8

人事委員会

○福岡県人事委員会委員長の選挙	(人事委員会事務局任用課) ……………	8
○福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定	(人事委員会事務局任用課) ……………	8
○福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(早期採用男性)・警察官B(女性)・警察官B(早期採用女性)・警察官C)採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課) ……………	8

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) ……………	14
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) ……………	14
○福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則	(警察本部警務課) ……………	14
○情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示	(警察本部警務課) ……………	15

海区漁業調整委員会

○一本釣りに使用する集魚灯の制限	(漁業管理課) ……………	16
○福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止	(漁業管理課) ……………	16
○アサリじょれんの間口制限	(漁業管理課) ……………	17

告 示

福岡県告示第129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年3月18日福岡県告示第247号北九州都市計画道路事業3・5・165号汐井町牧山海岸線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に

より次のように告示する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・5・44-165号 汐井町牧山海岸線

3 事業施行期間

平成23年12月2日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年12月18日福岡県告示第1115号北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 1・4・44-9号 戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）

3 事業施行期間

平成23年12月2日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年2月6日福岡県告示第88号北九州広域都市計画道路事業3・3・44号-19号4号線及び北九州広域都市計画道路事業3・4・44号-179号砂津長浜線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・3・44-19号 4号線

北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-179号 砂津長浜線

3 事業施行期間

平成11年8月25日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	諸富島線	前	大川市大字道海島92番4先から 大川市大字道海島101番先まで	7.0 ～ 11.8	156.0
			後	大川市大字道海島92番4先から 大川市大字道海島101番先まで	14.8 ～ 25.0	156.0

福岡県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	諸富島線	大川市大字道海島92番4先から 大川市大字道海島101番先まで

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線	前	田川郡川崎町大字田原458番2先から 田川郡川崎町大字田原581番2先まで	10.3 ～ 26.3	334.5
			後	田川郡川崎町大字田原458番2先から 田川郡川崎町大字田原581番2先まで	10.3 ～ 26.8	334.5

福岡県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年2月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線	田川郡川崎町大字田原458番2先から 田川郡川崎町大字田原603番9先まで

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	高 田 川 線	前	みやま市高田町江浦町 75番 1 先から みやま市高田町今福 810番 1 先まで	8.6 ～ 35.4	2,591.7	うち一般国 道209号重 用延長570 メートル
			後	みやま市高田町江浦町 75番 1 先から みやま市高田町今福 810番 1 先まで	8.6 ～ 35.4	2,591.7	うち一般国 道209号重 用延長570 メートル
			後	みやま市高田町江浦町 75番 1 先から みやま市高田町今福 835番 1 先まで	9.0 ～ 45.8	1,835.5	うち一般国 道208号重 用延長1,070 メートル

福岡県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	湯辺田 瀬 高 線	みやま市瀬高町廣瀬1009番 1 先から みやま市瀬高町小田226番 1 先まで

福岡県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	塔 瀬 十 字 路 小 郡 線	前	朝倉市黒川6140番 2 先から 朝倉市黒川6140番 8 先まで	11.5 ～ 21.2	44.5
			後	朝倉市黒川6140番 2 先から 朝倉市黒川6140番 8 先まで	52.9 ～ 71.7	44.5

福岡県告示第140号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和4年2月3日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
一般社団法人福岡県猟友会	福岡市博多区博多駅東二丁目 8 - 22 第 1 よしみビル 206号	不老 安正

福岡県告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字吉木2187の8（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
豊前市大字川内961、1157
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、令和4年1月21日付けで、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、公告する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	処分内容
福岡県知事(1) 第18558号	株式会社N I S H I Y A M A 代表者 泉 幸一 福岡市中央区荒戸1-3-20-8階	宅地建物取引業務の全部の停止（令和4年2月7日から同年3月8日までの30日間）

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（ヤナイ下地区）	令和2年11月19日
農業用ため池整備事業（猿バミ地区）	平成27年8月7日
農業用ため池整備事業（郷東地区）	平成24年10月31日

農業用ため池整備事業（向達地区）	平成27年11月6日
農業用ため池整備事業（山ノ口・桐ノ木地区）	平成26年3月7日
農業用ため池整備事業（竹ノ尾地区）	平成25年3月11日
農業用ため池整備事業（白岩地区）	平成27年1月15日
農業用ため池整備事業（平原裏地区）	平成26年6月20日
農業用ため池整備事業（谷の上地区）	令和3年3月25日
農業用ため池整備事業（高尾地区）	令和3年6月10日
農業用ため池整備事業（大振地区）	令和3年8月19日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（朝倉地区）	令和3年3月25日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市田熊三丁目551番1及び551番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊三丁目5番21号
吉田 博子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンモール直方
 - (2) 所在地 直方市湯野原二丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大保字井尻957番1、958番1から958番4まで、958番9から958番11まで、958番15、960番から962番まで、963番1、963番3、964番1及び964番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大保960番地
社会福祉法人健晴会
理事 甲斐田 良馬

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和3年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和4年2月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 葛原本町一丁目・三丁目・四丁目・六丁目の各一部、葛原五丁目の一部及び葛原四丁目、葛原本町二丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目大字湯川の各一部、中吉田三丁目・四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 御開二丁目・三丁目、大字本城の各一部	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部	〃
大牟田市	新開町、西新町、岬町、新港町、西港一丁目・二丁目、四山町、三川町五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目	〃
直方市	大字植木の一部	〃
田川市	大字伊田、夏吉の各一部	〃
柳川市	徳益	〃
大川市	向島、小保、大野島の各一部	〃
行橋市	行事八丁目、行事七丁目の一部	〃
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部	〃
春日市	日の出町、岡本	〃
古賀市	谷山、小山田の各一部	〃
宮若市	芹田の一部	〃
みやま市	高田町海津、竹飯の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代、原上の各一部	〃

田川郡香春町	大字高野、中津原の各一部	〃
田川郡添田町	大字添田、野田の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	皆見、徳永の各一部	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 葛原本町一丁目・三丁目・四丁目・六丁目の各一部、葛原五丁目の一部及び葛原四丁目、葛原本町二丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目大字湯川の各一部、中吉田三丁目・四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 御開二丁目・三丁目、大字本城の各一部	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部	〃
大牟田市	新開町、西新町、岬町、新港町、西港一丁目・二丁目、四山町、三川町五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目	〃
直方市	大字植木の一部	〃
田川市	大字伊田、夏吉、位登、川宮の各一部	〃
柳川市	徳益	〃
大川市	向島、小保、大野島、酒見の各一部	〃
行橋市	行事八丁目、行事七丁目の一部	〃
小郡市	三沢、力武、横隈の各一部	〃
春日市	日の出町、岡本	〃
古賀市	谷山、小山田の各一部	〃
宮若市	芹田、山口、長井鶴、宮田の一部	〃
みやま市	高田町海津、竹飯の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代、原上の各一部	〃

田川郡香春町	大字高野、中津原の各一部	〃
田川郡添田町	大字添田、野田の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	砦見、徳永の各一部	〃

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 5 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築士法施行細則（昭和 25 年福岡県規則第 111 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

知事が免許権者である二級建築士及び木造建築士について、国土交通省が意見公募手続を実施して定めた省令における一級建築士の取扱いと同様の取扱いとなるよう規則を改めるものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 5 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 2 月 18 日

人事委員会

福岡県人事委員会告示第 3 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、令和 4 年 2 月 3 日、同委員会委員山口幸雄を同委員会委員長として選挙した。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

福岡県人事委員会告示第 4 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 4 日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員吉岡正憲を指定した。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

公告

福岡県（警察官 A（男性）・警察官 A（女性）・警察官 A（武道指導）・警察官 B（男性）・警察官 B（早期採用男性）・警察官 B（女性）・警察官 B（早期採用女性）・警察官 C）採用試験を別表のとおり施行する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

令和 4 年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第 199 回	警察官 A (男性)	平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 8 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 4 年 3 月 24 日から 令和 4 年 4 月 14 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 199 回警察官 A (男性・女性) と第 201 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 199 回警察官 A (男性) 及び第 203 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5 月 6 日 6 月 1 日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 7 月 1 日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (女性)	平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 8 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 4 年 3 月 24 日から 令和 4 年 4 月 14 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 199 回警察官 A (男性・女性) と第 201 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 199 回警察官 A (男性) 及び第 203 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5 月 6 日 6 月 1 日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 7 月 1 日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
回	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	5 月 8 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 4 年 3 月 24 日から 令和 4 年 4 月 14 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 199 回警察官 A (男性・女性) と第 201 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。 特例② 第 199 回警察官 A (男性) 及び第 203 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				6 月 7 日 7 月 1 日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							

第 200 回	警察官B (早期採用男性)	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月8日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官B (早期採用女性)	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月8日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 201 回	警察官C 語学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ②平成13年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月8日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

第 回	警察官 A (男性)	平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 18 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月下旬	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	令和 4 年 8 月 5 日から 令和 4 年 8 月 25 日まで				
				10 月 10 日 10 月 10 日 上 中 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市								
			第 2 次	11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								
	警察官 A (女性)	平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 18 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月下旬						
				10 月 10 日 10 月 10 日 上 中 旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市								
			第 2 次	11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								
警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 4 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	9 月 18 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第 1 次	10 月下旬							
		第 2 次	11 月 11 日 11 月 11 日 上 下 旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12 月下旬					

第 203 回	警察官B (男性)	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月18日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官B (女性)	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和5年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月18日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				10月上旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A(武道指導)及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内				

公安委員会

福岡県公安委員会規則第 1 号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成 6 年福岡県公安委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「地域課」を「地域総務課」に改める。

第 22 条（見出しを含む。）中「地域課」を「地域総務課」に改め、第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 49 条に次の 1 号を加える。

(7) 航空隊に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会規則第 2 号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和 46 年福岡県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,837 人

警察行政職員 578 人

(2) 警察署

警察官 7,287 人

警察行政職員 327 人

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会規則第 3 号

福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県公安委員会

福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を改正する規則

福岡県警察署協議会に関する規則等の一部を次のように改正する。

（福岡県警察署協議会に関する規則の一部改正）

第 1 条 福岡県警察署協議会に関する規則（平成 13 年福岡県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

福岡県西警察署協議会	10 人
福岡県筑紫野警察署協議会	
福岡県糸島警察署協議会	
福岡県宗像警察署協議会	
福岡県朝倉警察署協議会	
福岡県八幡東警察署協議会	
福岡県若松警察署協議会	
福岡県戸畑警察署協議会	
福岡県門司警察署協議会	
福岡県行橋警察署協議会	
福岡県豊前警察署協議会	を

福岡県飯塚警察署協議会
福岡県直方警察署協議会
福岡県田川警察署協議会
福岡県筑後警察署協議会
福岡県八女警察署協議会
福岡県柳川警察署協議会
福岡県大牟田警察署協議会

福岡県城南警察署協議会
福岡県西警察署協議会
福岡県筑紫野警察署協議会
福岡県糸島警察署協議会
福岡県宗像警察署協議会
福岡県朝倉警察署協議会
福岡県八幡東警察署協議会
福岡県若松警察署協議会
福岡県戸畑警察署協議会
福岡県門司警察署協議会
福岡県行橋警察署協議会
福岡県豊前警察署協議会
福岡県飯塚警察署協議会
福岡県直方警察署協議会
福岡県田川警察署協議会
福岡県筑後警察署協議会
福岡県八女警察署協議会
福岡県柳川警察署協議会
福岡県大牟田警察署協議会

10人

に改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第 8 号）の一部を

次のように改正する。

別表第 1 福岡県早良警察署の部を次のように改める。

福岡県早良警察署	百道浜交番	福岡市早良区百道浜 3 丁目 6 番 26 号
	西新交番	福岡市早良区西新 3 丁目 1 番 3 号
	室見交番	福岡市早良区室見 4 丁目 12 番 9 号
	原交番	福岡市早良区荒江 3 丁目 13 番 1 号
	有田交番	福岡市早良区有田 4 丁目 37 番 33 号
	野芥交番	福岡市早良区賀茂 2 丁目 21 番 25 号
	四箇田交番	福岡市早良区四箇田団地 7 番 20 号
	内野駐在所	福岡市早良区内野 8 丁目 6 番 20 号
	脇山駐在所	福岡市早良区大字脇山 1744 番地 4

別表第 1 福岡県早良警察署の部の次に次のように加える。

福岡県城南警察署	別府交番	福岡市城南区別府 2 丁目 22 番 9 号
	七隈交番	福岡市城南区松山 2 丁目 34 番 23 号
	堤交番	福岡市城南区堤 1 丁目 9 番 8 号

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第 3 条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第27条の 2 の表中「福岡県早良警察署」の次に「福岡県城南警察署」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県警察本部告示第 9 号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 2 月 18 日

福岡県警察本部長 野村 護

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示
(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第 1 条 情報公開窓口設置規程(昭和14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表早良警察署情報公開窓口の項の次に次のように加える。

城南警察署情報公開窓口	福岡市城南区七隈 7 丁目 41 番 15 号 福岡県城南警察署内
-------------	--------------------------------------

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第 2 条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表早良警察署個人情報保護窓口の項の次に次のように加える。

城南警察署個人情報保護窓口	福岡市城南区七隈 7 丁目 41 番 15 号 福岡県城南警察署内
---------------	--------------------------------------

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第199号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 4 年 2 月 18 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A 海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から 3 海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B 海域

A 海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用する LED 灯については、LED 灯の消費電力に 5 を乗じた値を「LED 取扱電力」とする。

(1) A 海域において、LED 灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 10 キロワットを超えてはならない。

(2) B 海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯 1 個の消費電力は 3 キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は 15 個から、LED 取扱電力(キロワット換算値)を 3 で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力と LED 取扱電力の合計が 45 キロワット以内とする。

4 指示の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第201号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

(2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）

(3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から平成7年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第202号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第201号の指示の適用海域を除く。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで